

● 古文書にみる“小郡と鴨”

江戸時代、鴨は税金として使われていた！

江戸時代に記された「鴨上納文書」(井上・黒岩家文書)によると、久留米藩が秋成物(秋を納期とする年貢)、夏成物(夏を納期とする年貢)に加え、小物成(こものなり。雑税)として、魚貝類や藍・紅花など他の藩内特産物と同様に、鴨も税の対象にしたことがうかがえます。

特に鴨については、毎年500~700羽前後の「御用鴨」を現物と代銀で藩に差し出していたことが分かります。

この頃は、雄鴨を「ヨン」、雌鴨を「メン」と呼び、雄鴨の代銀は雌鴨に比べてやや高かったようです。



「鴨上納文書」(井上・黒岩家文書)
安政4年(1857)

Q 鴨は、具体的にいくらぐらいだったの？



鴨1羽

当時の金額 円に直すと
= 2匁6分8厘3毛 → 約3,353円

銀1貫=1,000匁=10,000分=100,000厘=1,000,000毛

金1両(約75,000円)=銀60匁(江戸時代中後期)

銀1匁1,250円 銀1分125円 銀1厘12.5円 銀1毛1.25円

※時代によって銀や物の価値の変動で変わります。

「御用鴨」を毎年500~700羽……約2,347,000円！

一名産何々有之哉之事。但献上之品共二
一献上之品 半田土鍋 風爐土器
蜜柑 九年母 海茸 鹽鴨
一献上之外 鯉 鱒 朱口魚
時魚 鹿子尾茶 封紙

鴨は最高の贈り物だった！

久留米藩の名産・献上品として「蜜柑・九年母(くねんぼ。柑橘類の一種)・海茸(うみたけ。有明海固有種の二枚貝)・塩鴨」とあり、久留米藩九代藩主有馬頼徳の頃に十一代将軍徳川家斉へ鴨肉を塩漬けにして送っていたことが記されています。

「寛政元年久留米領御答書」
寛政元年(1789年)